

会長発言(骨子:未定稿)

※今後議事録の精査により、修正があり得る。

- 連結の会計基準は、EUの同等性評価を踏まえ、東京合意に沿い、コンバージェンスを着実に実施。
- 連結と単体の関係については、中間報告のとおり、連結先行のアプローチ(ダイナミック・アプローチ)。

具体的には、単体の会計基準は、個々の基準毎に、連と単を一致することに伴う諸々のコスト・ベネフィット、連と単を分離することに伴う諸々のコスト・ベネフィットを考慮した上で、最終的にASBJが判断(個々の基準で、会計処理の選択適用を許容することもあり得る)。連結と単体のズレの期間、幅は、経営や内外の会計を巡る諸状況(税、会社法を含む)により大きく異なる。

この連と単の関係についてのアプローチは、今後その是非を判断予定であるIFRSの強制適用が仮に行われた場合についても、基本的にあてはまるもの。

今後も引き続き、IASBの国際会計基準の設定に対し、我が国としての経営実務や慣行・それを踏まえた会計の考え方等の意見発信が重要である。
- ASBJの基準策定プロセスについて、単体のコンバージェンスの程度をより広い見地から判断するため、より幅広く、産業界等のステークホルダーの声を反映すべき、との意見が聞かれた。

これに対し、ASBJからは、基準開発を行う上で、作成者・利用者・監査人等の関係者の意見を、十分お聞きすることが最も重要であり、参考となる意見を積極的に伺っていきたい。同時に、ASBJは基準設定主体として厳格な独立性が求められており、最終的な判断は委員会での確に行っていききたい、との発言。

公益財団法人財務会計基準機構(FASF)理事長より、「ASBJが、引き続き、連と単双方の日本の会計基準(J-GAAP)の策定主体であるべき。今後、会計基準設定主体の独立性を確保しつつ、基準策定機能の強化及びそのための産業界を含む各ステークホルダーによるバックアップ強化のための方策を検討し、審議会にご報告したい」旨の申し出。
- 金商法及び会社法上、単体へのIFRS適用については、経済界からの要望があり、今後、特に会社法における制度整備等の検討が必要。企業会計審議会としても今後、IFRSの連結への強制適用の是非を判断する際に、次のステップの選択肢として単体への任意適用を認める、という方向性を示すことができれば、と考えている。
- 金商法における単体情報については、その投資情報としての有用性の観点に加え、会社法で単体の計算書類が作成され株主に届けられ、その情報は、投資家にも開示すべき、との観点から、引き続き開示すべき。単体の見直し(簡素化等)は行う。
- 連と単の関係は非常に難しい問題であり、関係者一丸となった対応が必要。